

令和6年 第6回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和6年6月10日(月) 午後1:30~3:30

2. 場 所 : 役場庁舎 2階会議室

3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
委員	2	佐藤 哲
委員	4	下村 勇一郎
委員	6	荻沢 功
委員	7	橋端 秀作
委員	8	工藤 勉
委員	9	橋端 哲美

4. 欠席委員 (3人) 1番谷地村職務代理、3番坂根克也委員、5番佐藤久美子委員

5. 会議書記 事務局主事 服部 優

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第14号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第15号

農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の農地転用に係る意見について

日程第5 議案第16号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(令和6年第6回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村 村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、8番 工藤 勉委員にお願いします。
	(新郷村 村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は7名で、定足数に達しておりますので、これより令和6年第6回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には7番橋端秀作委員並びに9番橋端哲美委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に日程第3議案第14号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。受付番号第11号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	受付番号第11号についてご説明いたします。 申請者は耕作地申請地を相続したこと、以前から相対契約を結んで使用していた、譲渡人は村外在住のため耕作することは困難のため、譲受人へ 贈与したいと考え、両者の意見が一致したので、今回申請されたものです。 周辺農地の状況及び地域調和等、許可要件を満たしていると考えます。 議案、許可申請書、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。 以上で受付番号第11号の説明を終わります。
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 受付番号第11号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
事務局	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。

	よって、受付番号第11号は原案のとおり決定しました。次に、受付番号第12号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>受付番号第12号についてご説明いたします。譲渡人は以前から、譲受人が農地を耕作していました。譲渡人は村外在住のため、今後も耕作する予定が無いため、譲受人への贈与を考えておりました。両者の意見が一致したので、今回申請したものです。</p> <p>周辺農地の状況及び地域調和等、許可要件を満たしていると考えます。議案、許可申請書、位置図を添付してありますので参考にしてください。以上で受付番号第12号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。</p> <p>受付番号第12号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。次に日程第4 議案第15号農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の農地転用に係る意見について を議題といたします。</p> <p>受付番号第1号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>12ページをお開きください。今回の案件は、以前から県に申請されていた、新郷村農業農業振興地域に属していた畠の一部に自己住宅を建設するためのものです。</p> <p>この度、新郷農業振興地域整備計画から除外されており、本日の議案とさせていただきました。周辺の農地に係る営農条件の支障の有無等について、転用許可相当と判断し、県知事に提出して差支えないものと考えられます。資料を添付しておりますので、参考にしてください。以上で受付番号 第1号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。</p> <p>受付番号第1号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、受付番号第1号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に日程第5 議案第16号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。</p>

	<p>受付番号第17号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>19ページをお開きください。議案第16号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。今回の案件は使用貸借が1件となっております。農地の所在、面積等は議案に記載のとおりです。</p> <p>20ページをお開きください。受付番号第17号についてご説明いたします。</p> <p>所有者は以前から、耕作者との使用貸借契約をしておりました。今回は契約が満了となっていたことを受け、今後の経営規模拡大及び農作業の効率化を図るため、申請されたものです。議案、農用地利用集積計画の写し、位置図、営農計画書を添付してありますので参考にしてください。以上で受付番号第17号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。これより採決いたします。
	議案第17号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第17号は原案のとおり決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、令和6年第6回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年 6月 10日

議 長 日向將行

署名者 橋端秀作

署名者 橋端哲美